

耐震診断、改修工事を助成します

- 耐震診断
申し出により、市が契約する建築士事務所協会の診断士が、訪問し調査します。
・診断費用(個人負担金) 15,000円
※総費用45,000円のうち、30,000円は市の直接支払い。

- 耐震改修
「危険」と判定された住宅の耐震改修工事に、30万円を上限に、工事費の2分の1を補助します。ただし、改修工事を依頼できる事業者は、次のいずれかとします。
①建設業の許可を受けている島原半島内の業者
②建築士が施工管理を行う場合の、島原半島内の業者

- 対象となる住宅
・昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建設された3階建て以下の木造住宅
・申請者本人(税金の未納がない人)が所有し、居住する住宅
図 都市計画課 ☎050(3381)5067

市内中学校の耐震化



耐震補強工事前



耐震補強工事後

では、あなたの家は？
基本的に昭和57年以降に建てられた家は、耐震性があると判断してよいでしょう。一方で、それ以前に建てられた家は、耐震性に欠ける可能性があります。
とはいえ、耐震性があるかないかは、それぞれ異なりますので、一度耐震の診断を受けてみてはいかがでしょうか。
現在市では、耐震診断に対して補助を行っているほか、固定資産税についても優遇措置があります。

耐震化で優遇される税金

所得税の特例措置

平成25年12月31日までに、旧耐震基準で建築された既存住宅の耐震改修工事を行った場合、その耐震改修工事費と標準的な工事相当額のうち、少ない額の10%相当額(限度額20万円)が所得税から控除できます。

固定資産税の特例措置

耐震改修工事を行った場合、一定期間、工事を行った住宅の固定資産税を120平方メートル相当分まで、2分の1に減額します。
※要件など詳細はお問い合わせください。

図 税務課

☎050(3381)5023

地震保険の役割

耐震補強を行ったとしても、それで100%大丈夫なわけではありません。地震保険など組み合わせ、万に備えることが大切です。

地震保険料に対しても、税の控除を受けることができます。地震保険料控除として、5万円までの支払い金額の全額が対象です。

※ただし、旧長期損害保険料の控除がある場合の控除額は、両方を合計して5万円までとなります。

地震保険とは？
地震保険とは、火災保険に付帯して加入する保険です。地震による火災では、火災保険のみの加入では、保険金が支払われませんので、地震保険の加入が必要になります。
ただし、地震保険は、火災保険の契約金額の50%以上は加入できないため、全壊した場合でも保険金だけで元の住まいを建て直すことはできません。
あくまで「再建のための当座資金を補うための保険」と考えた方がよいでしょう。
地震保険の詳細は、現在加入している火災保険の担当窓口にお問い合わせください。

市の公共施設は大丈夫？

市の公共施設のうち、学校施設については、すべての調査が終了し、耐震診断により補強が必要な施設の工事を順次行っているところです。
市役所や公民館などの施設の耐震化も急務ですが、莫大な経費が必要であることから、今後、計画的に進めていきます。

22年度までの事業費

約4億8千万円

※対象学校の耐震診断、実施設計、中学校8校の耐震補強工事など

23年度以降の事業費見込み

約16億円

財産を守る

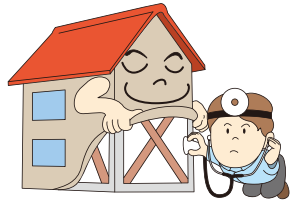
基本は建物損壊を防ぐこと

地震で起こる財産被害のうち、もっとも大きいものは、建物の損壊です。

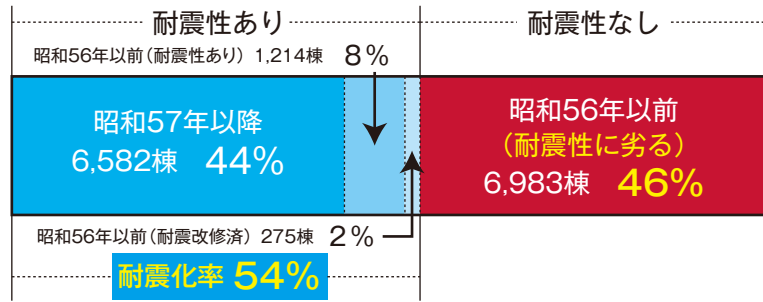
建物の損壊から火災が発生し、隣家へ燃え移り災害が広がることも考えられます。

建物の損壊を防止することは、建物だけでなく、建物内の人や家財を守る点からも、とても重要です。

こうした観点から、昭和56年以降建築基準法の新耐震基準が施行。これ以降に建設される建築物は、この基準を満たしていることが条件となりました。



平成21年における住宅耐震化率の現状



新耐震基準のあらまし
住宅の耐震化
市の固定資産税データと国内の耐震診断の実施傾向を基に、耐震性のある住宅の割合を計算した結果が次のとおりです。
グラフのとおり、耐震性のない住宅が実に46%。半数近くの住宅が耐震性がないと算定されています。

南島原市 耐震危険度 マップ

